

# 日本 CKD チーム医療研究会 会則

## 第 1 条（総則）

本会は「日本CKDチーム医療研究会」と称す。

## 第 2 条（事務局）

本会の運営を円滑に行うため、以下に事務局を置く。

日本大学医学部 腎臓高血圧内分泌内科 東京都板橋区大谷口上町 30-1

## 第 3 条（目的）

本会は、慢性腎臓病（CKD）における治療・予防に実効を上げるため、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の医療スタッフが、互いにチーム医療に関する研究を推進し、かつ広くその必要性を啓発し、さらに会員相互の連絡、医療機関との交流を図り、もって本邦における CKD 対策に貢献することを目的とする。

## 第 4 条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) CKD におけるチーム医療に関する研究
- (2) 学術集会の開催
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 5 条（役員）

本会に次の役員をおく。役員は別紙のとおりである。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 代表世話人 1 名
- (3) 世話人 約 10 名
- (4) 会計監事 2 名
- (5) 幹事 数十名

## 第 6 条（役員を選任・任期）

本会の役員を選任・任期は次の通りとする。

- (1) 代表世話人は世話人会の互選によって選任される。
- (2) 世話人は世話人会の承認により選任される。
- (3) 会計監事は世話人会にて世話人より選任される。
- (4) 幹事は世話人会の承認により選任される。
- (5) 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

## 第 7 条（役員職務）

本会の役員は次の職務を行う。

- (1) 代表世話人は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 世話人は、世話人会を組織し、代表世話人とともに本会に関する重要事項の審議ならびに学術集会を企画、運営する。
- (3) 会計監事は、本会の会計および会務を監査する。
- (4) 幹事は、学術集会の参加及び運営に協力する。

#### 第8条（世話人会及び世話人・幹事会）

本会の運営を円滑に行うために世話人会をおく。

- (1) 世話人会は、別紙の代表世話人及び世話人をもって構成する。
- (2) 世話人会は、原則として年1回、学術集会開催時に開催するものとする。
- (3) 世話人会は、代表世話人が招集する。
- (4) 世話人会の議長は代表世話人があたり、議決は過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- (5) 世話人・幹事会は、代表世話人が開催する。

#### 第9条（学術集会）

1. 本会の学術集会は、原則として年1回開催するものとする。
2. 学術集会は、世話人会で選出された当番世話人がその任にあたる。

#### 第10条（会計）

1. 本会の運営は、参加費及び本研究会の趣旨に賛同する個人、団体、企業等の拠出金をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本会の会計は事務局が担当し、会計報告は世話人会の承認を得なければならない。

#### 第11条（会則の変更および解散）

本会則の変更および解散は、世話人会において3分の2以上の承認を得なければならない。

- 補則
1. 本会の細則は、世話人会の議決を経て、別に定めることができる。
  2. 役員候補者は、世話人または幹事の推薦状と候補者略歴を世話人会へ提出することをもって審議対象とする。

- 付則
1. 本会則は、平成20年10月25日より施行する。
  2. 本会則は、平成22年10月16日に一部改訂された。
  3. 本会則は、平成26年10月18日に一部改訂された。
  4. 本会則は、平成28年3月11日に一部改訂された。